

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年10月5日適当と決定し、その関係書類を県のウェブサイトにおいて同月9日から同月29日まで縦覧に供する。

令和8年10月9日

香川県知事 池田 豊人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）男井間9号堰地区
高松市一宮土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一宮下分6号地区